附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第二条関係）

支給割合	支給地域等
百分の十八	東京都のうち 特別区
百分の十五	茨城県のうち 取手市 埼玉県のうち 和光市 千葉県のうち 成田市　印西市 東京都のうち 武蔵野市　町田市　国分寺市　国立市　福生市　狛江市　清瀬市　多摩市　稲城市　西東京市 神奈川県のうち 鎌倉市　厚木市 大阪府のうち 大阪市　守口市　門真市 兵庫県のうち 芦屋市
百分の十三	茨城県のうち つくば市 埼玉県のうち さいたま市　志木市 千葉県のうち 柏ケ浦市 東京都のうち 八王子市　府中市　調布市　小平市　日野市 神奈川県のうち 横浜市　川崎市 愛知県のうち 名古屋市　刈谷市　豊田市 大阪府のうち 高槻市 兵庫県のうち 西宮市
百分の十二	千葉県のうち 船橋市　浦安市 東京都のうち 立川市

	大阪府のうち 吹田市　寝屋川市　箕面市 奈良県のうち 天理市
百分の十一	茨城県のうち 守谷市 千葉県のうち 千葉市 東京都のうち 青梅市　東村山市 愛知県のうち 豊明市 大阪府のうち 池田市
百分の十	茨城県のうち 水戸市　土浦市 千葉県のうち 市川市　松戸市　富津市 東京都のうち 三鷹市　あきる野市 神奈川県のうち 相模原市　横須賀市　藤沢市　大和市 三重県のうち 鈴鹿市 滋賀県のうち 大津市　草津市 京都府のうち 京都市 大阪府のうち 堺市　豊中市　枚方市　茨木市　八尾市　東大阪市 兵庫県のうち 神戸市　尼崎市 奈良県のうち 奈良市　大和郡山市 広島県のうち 広島市 福岡県のうち 福岡市
総務省関東総合通信局電波監理部	